

鈴木 晶子 構成員提出資料

平成29年2月22日

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（第4回）

若者の自殺対策に関する意見

一般社団法人インクルージョンネットかながわ 鈴木晶子

【若者支援の実践から見える重要な視点】

1. 若者は支援機関など「窓口」の利用をしない。頼るのは個人的なつながり。情報の提供だけでは不十分。関係性が重要なファクター。
2. 若者は中学を卒業すると地域から見えなくなる。次の所属が決まらないまま高校を離れる（中退、進路未決定）と、社会から見えなくなる。
→地域と学校に若者の居場所があり、「個人的なつながり」の中に頼れる大人がいる仕組みを作っていくことが必要。

提案

1. 子どものうちから地域の中に帰ってこられる居場所を作る

新たなにそのための事業を行うのではなく、既存の子どもたち向けの支援の中に戻ってこられる幅を持たせる。

例：現在は中学生までの利用としている自治体の多い生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業の中に内容的・年齢的幅をもたせることを提案した調査研究の提言の中に、卒業後の継続的支援の必要性が既に指摘されている。（横浜市立大学子ども若者の居場所研究会「横浜市寄り添い型学習等支援の検討――研究会での委託法人関係者の意見とアンケートから――」（参考資料参照）

http://www.yokohama-cu.ac.jp/lc_center/academic/kyouin_chiikikouken/pdf/h27_yorisoi_en_.pdf で入手可)

2. 高等学校と地域がつながる仕組みを作る

SSWなどの専門職の配置だけでは不十分。SSWで対応できる生徒には限りがある。都道府県立や私立が多い高等学校が、組織として生徒の生活圏である自治体や地域とつながり、自殺のリスクが高まったり、困難が顕在化する前から生徒が地域の大人とつながる仕組みが必要。

例：高校内にカフェを開き、地域の支援者や大人も一緒に生徒と過ごして関係性を作っていく取り組み。現在、東京都立高校、神奈川県立高校、大阪府立高校、沖縄県立高校、神奈川県内の市立高校等でさまざまな困難を抱える生徒が比較的多く在籍する高等学校等で実施されている。

----- 研究会での委託法人関係者の意見とアンケートから

横浜市立大学子ども若者の居場所研究会
横浜市立大学都市社会文化研究科 教授 高橋寛人
福祉と保健の生活課題を考える会 代表 岡田朋子

横浜市寄り添い型学習等支援事業の発展のために：検討結果に基づく提案

1 困窮家庭の子どもとの継続的な関わり場の場という意義

学習等支援事業の最も重要な意義は、地域で支援を行う大人たちが、生活困窮家庭の子どもたちと定期的・継続的に関わる場ができたことです。困窮家庭の子どもたちのリスクに対応することにより、生活困窮の世代間連鎖を断ち切る可能性が広がりました。

2 学習支援のためには居場所となることが必要

学習等支援の必要な子どもたちの多くは自己肯定感、自己有用感を持たず、学力や学習意欲が低い子どもたちです。ほめられるよりも、しかられたり否定的に扱われたことが多いので、大人に対して不信感を持っている子どももめずらしくありません。子どもたちが学習等支援の場に喜んで来るためには、子どもたちにとって居場所となることが必要です。

※横浜市寄り添い型学習等支援事業実施要綱(以下「要綱」)第3条の要件確認の徹底

3 学習支援のためにも生活支援が不可欠

生活困難家庭は多くの場合、失業・雇用不安などの経済的困窮だけでなく、疾病、障害、地域での孤立などで困難を抱えています。そこで、これらの困難への対応について、関係機関、関係者や、支援団体につなげることのできる団体が学習等支援に携わることが有効です。

※要綱第6条での「学習支援」と「生活支援」の並記を改善

4 卒業後の継続的支援の必要性

学習等支援事業に参加した子どもたちにとって、中学卒業・高校入学後も中退危機などもあり支援事業のスタッフ等の関係は貴重です。関係を継続できるような体制が求められます。

※要綱第5条の「事業の対象者」に中学卒業後の子どもも追加、第6条に卒業後の支援を追加。

5 貧困に関する基盤研修の必要性

学習等支援事業は経済的困窮を中心とする生活困難家庭の子どもを対象とする事業です。支援者は、現代の経済的困窮が生む様々な困難（不健康、社会的孤立、将来展望が持てない等）に関する深い理解が必要です。そこで、この事業の支援者、具体的には現場で子どもと接触して大学生を指導している人々（スタッフ、コーディネーター）に、貧困が子どもに及ぼす影響について、横浜市が基盤研修として行うことが求められます。